

飯塚市国勢調査業務委託プロポーザル実施要領

飯塚市 総務部 総務課

令和7年4月

目 次

1	背景・目的	P 2
2	業務概要	P 2
3	参加資格	P 2
4	本業務委託に関する所管・公募および手続等の閲覧	P 3
5	選定方法	P 3
6	プロポーザル参加表明書等の提出	P 4
7	質問方法	P 5
8	回答方法	P 5
9	提案書等の提出	P 6
10	失格要件	P 7
11	第1次審査	P 7
12	第2次審査	P 7
13	審査結果の公表	P 8
14	契約の締結等	P 8
15	その他の留意事項	P 9

飯塚市国勢調査業務委託プロポーザル実施要領

1 背景・目的

統計法に定める基幹統計調査として行われる国勢調査は、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、令和7年の調査は22回目にあたる。

本市の国勢調査業務においては、調査実施に向けた準備に始まり、令和7年10月1日の調査実施、その後調査票の審査を経て、令和7年12月25日までに福岡県に調査票を提出することとなっている。

上記スケジュールでの国勢調査業務の遂行にあたり、効率的な業務の実現が必要とされるため、民間事業者のノウハウを活用することにより、国勢調査業務の効率化及び経費の低減を図ることを目的とし、本業務委託を行う。

本実施要領においては、本業務を受託する事業者の選定手続き等について定める。

2 業務概要

(1) 業務名

飯塚市国勢調査業務委託

(2) 業務内容

別紙飯塚市国勢調査業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年12月26日まで

(実際の履行期間は令和7年7月1日からとし、契約締結日の翌日から令和7年6月30日までは業務準備期間とする)

(4) 履行場所 飯塚市 新立岩・忠隈 地内

(5) 見積限度額 16,415,000円(消費税及び地方消費税額を除く)

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 飯塚市有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者で、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年4月1日飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。
また、飯塚市有資格者名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当しないこと。

(3) 福岡県暴力団排除条例(平成21年10月19日福岡県条例第59号)に規定する暴力団員または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

(4) 法人格を有し、かつ本委託業務内容を十分に理解したうえで業務を円滑に遂行できること。

- (5) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (6) 過去に本業務と同種又は類似業務について、国、地方公共団体等と契約実績があること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (10) 福岡県内に本社、本店、支社、支店などの事業所を開設していること。

4 本業務委託に関する所管・公募および、手続き等の閲覧

本業務の所管課は総務課とする。

- (1) 公募の期間及び手続き等に関する資料の閲覧は、令和7年4月18日から令和7年5月26日までとする。
- (2) 申請手続等に関する資料の閲覧場所
飯塚市ホームページに掲載 URL <http://www.city.iizuka.lg.jp/>

5 選定方法

飯塚市に「飯塚市国勢調査業務委託業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、本業務に最も適していると認められる受託候補者(1事業者)を選定する。

(1) 選定スケジュール

項 目	内 容
① 募集開始	令和7年4月18日(金曜日)
② 質問票提出期限	令和7年4月28日(月曜日)午後5時15分まで
③ 質問票回答期限	令和7年5月8日(木曜日)
④ 参加表明書等提出期限	令和7年5月19日(月曜日)午後5時15分まで
⑤ 第1次審査実施の通知(※1)	令和7年5月20日(火曜日)
⑥ 提案書等提出期限	令和7年5月26日(月曜日)午後5時15分まで
⑦ 第1次審査結果通知(※2)	令和7年6月上旬
⑧ 第2次審査(プレゼンテーション)	令和7年6月上旬
⑨ 第2次審査結果通知	令和7年6月中旬

(※1) 参加表明書を提出した事業者が5社以上の場合にのみ、第1次審査を実施する。第1次審査を実施しない場合にも、その旨を通知することとし、電話又は電子メールにより通知を行う。

(※2) 第1次審査を実施した場合には、第1次審査結果通知と同時に、第2次審査実施の通知を行う。

(2) 評価項目

No.	審査項目	評価項目	詳細	配点
1	業務履行能力	業務実績 実施体制	事業者の評価(担当者の保有資格など) 本業務と同種又は類似業務についての過去の実績	15
2		技術者実績(※) ※本案件を受託した場合の主な担当者となるもの	実施体制・管理責任者が明確化され、適切な人員配置が行われているか。受託者の役割が明確で、市の要請や協議に対して柔軟な体制がとられているか。	10
3			本案件を受託した場合の主な担当者となるものが過去に同種又は類似業務実績があるか。	10
4	業務内容に対する認識等	業務工程等	適切な業務工程と役割分担が具体的に提案され、それらが実施可能であるか。詳細スケジュールが適切に示されているか。	10
5		受注業務に対する考え方と姿勢	国が示している国勢調査実施計画を理解しており、積極的な取り組み姿勢が感じられるか。	5
6			プライバシーマーク等の取得状況、個人情報保護について社内規定等に基づき適切に取り扱っているか。	5
7		業務内容についての提案	業務責任者による適切な業務の統括体制がとられ、業務の効率化を実現するための具体的な提案があるか。	10
8			調査業務を円滑に実施できる実施・人員体制(繁忙期対策等)が見込めるか。	10
9			受注後の研修体制の手法(内容及び回数)が明確に示されているか。	5
10			ミスやトラブルへの対応・予防策、接遇能力向上のための取組及び苦情対応体制が整っているか。	5
11	見積書	見積額	提案された業務内容に対し、概算設計金額内での適切な見積金額が提示されているか。	15
合 計				100

6 プロポーザル参加表明書等の提出

プロポーザル参加希望者(以下「参加希望者」という。)は、「様式1 プロポーザル参加表明書」(以下「表明書」という。)、及び下記(2)必要書類に定める書類を次の要領で提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

- (1) 参加希望者は、プロポーザル参加表明書等提出期限までに表明書を、飯塚市に郵送(令和7年5月19日(月)午後5時15分必着)または、持参すること。

(2) 必要書類(証明書類は、提出日以前3箇月以内に発行されたものに限る。)

- ア 履歴事項全部証明書(写しでも可) 1部(※1)
- イ 直近決算の財務諸表 1部(※1)
- ウ 国税、県税及び市税の納税証明書 各1部(※1)
(未納がないことが確認できるもの。写しでも可)
- エ 役員等名簿(様式4)及び照会承諾書 各1部(※1)
- オ 印鑑証明書(原本のみ) 1部(※1)
- カ 会社概要がわかるパンフレット(パンフレットがない場合はA4版1枚に会社概要をまとめたものでも可とする。) 8部
- キ 委任状(任意様式) (※2)

(※1) 上記ア～オについては、飯塚市有資格者名簿登載者以外の者に限り提出を求める。

(※2) 上記キについては、支店・営業所等を代理人とする場合に限り提出を求める。

(3) 表明書等を持参する際は、事前に下記の連絡先へ開庁時間内(開庁日の午前8時30分～午後5時15分)に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。

【提出先】〒820 - 8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号 飯塚市役所総務部総務課

【連絡先】電話0948 - 22 - 5500 内線1312 (担当 近藤)宛

(4) 表明書等の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、「様式2 辞退届」の提出により辞退を認める。提出方法は、前号(3)と同様とする。

7 質問方法

本業務委託に関する質問は、「様式3 質問票」(以下「質問票」という。)に記入し、次の各号に示す要領にて提出すること。なお、提出要領に沿って行われたい質問は一切受け付けない。

- (1) 質問票提出期限は、令和7年4月28日(月)午後5時15分までとする。
- (2) 質問は、質問票の様式を用いて電子メールで提出すること。
- (3) 電子メールの標題は、「プロポーザル質問票」とすること。
- (4) 質問票の形式は、Microsoft Word 形式とすること。
- (5) 質問票は電子メールに添付し、下記のメールアドレスへ送信すること。
- (6) 質問票送信後は必ず、下記の連絡先へ電話で送信した旨を連絡すること。

【送信先メールアドレス】soumu@city.iizuka.lg.jp

【電話連絡先】0948 - 22 - 5500 内線1312 (担当 近藤)宛

8 回答方法

前項の質問に対する回答は、期限までに受け付けたものすべてについて、飯塚市ホームページに掲載し、参加希望者全員に次の要領にて電子メールにより回答する。

- (1) 電子メールの送信先は、質問票に記載されたメールアドレスに送信する。
- (2) 質問を行った参加希望者名は公表しない。
- (3) 質問が皆無であった場合は、その旨を電子メールにより通知する。

(4) 回答期限を過ぎても、電子メールが届かない場合は、前項の電話連絡先へ連絡をすること。

9 提案書等の提出

参加希望者は、次の要領で提案書等の提出を行うものとする。

(1) 提出締切 令和7年5月26日(月)午後5時15分まで。

(2) 提出締切以降における提案書等の差替えおよび再提出は一切認めない。

(3) 提出方法 提案書等は飯塚市へ直接持参とし、事前に次の連絡先へ開庁時間内(開庁日の午前8時30分～午後5時15分)に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。

【提出先】〒820 - 8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号 飯塚市役所総務部総務課

【連絡先】電話0948 - 22 - 5500 内線1312 (担当 近藤)宛

(4) 業務履行能力にかかる提出書類

ア 事業者の業務実績書「様式5 事業者の業務実績調書」の提出部数は8部とする。

イ 業務体制表「様式6 業務体制表」の提出部数は8部とする。

ウ 統括責任者の業務実績書「様式7 統括責任者の業務実績書」提出部数は8部とする。

(5) 企画提案書

【作成要領】

ア 本実施要領5(2)評価項目にかかる次の事項については、評価項目ごとに具体的な提案を行うこと。

- ・業務工程表(No.4)
- ・受注業務に対する考え方と姿勢(No.5)
- ・業務内容についての提案(No.7～No.11)

イ 提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。

ウ 本編はA4版、横書き、15ページ以内、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成しても差し支えない。

エ 文字は、11ポイント以上を使用すること。

オ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

カ 提出部数は正本1部、副本8部とする。

キ 表紙は、「飯塚市国勢調査業務委託プロポーザル提案書」と記述し、正本にのみ代表者印の押印をすること。

(6) 見積書

ア サイズはA4サイズとし、様式は任意とする。

イ 提出部数は、正本1部、副本8部とする。

ウ 提案書と同様に、正本にのみ代表者印の押印をすること。

エ 費用総額を示すとともに、主な工程ごとに積算項目別に費用の内訳を示すこと。

オ 費用はすべて、税込、税別をそれぞれ記載すること。

カ 提案書の内容を適切に反映すること。

※(4)(5)(6)のいずれの提出書類においても、副本の8部については、事業者名、代表者名、所在地等の提案者が推察できる情報は記載しないこと。

10 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、当該参加希望者を失格とする。

- (1) 本実施要領3の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 選定委員会委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為やプレゼンテーション中に公平な審査を妨害するような行為があったと認められる場合
- (4) 指定する様式によらない場合
- (5) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (7) 虚偽の記載がなされた場合
- (8) 本実施要領2の「見積上限額」を超える見積金額で提案された場合
- (9) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年4月1日告示第28号)の規定に該当する行為が認められた場合

11 第1次審査

希望者が5者以上となった場合は、プレゼンテーション審査対象者を4者程度に選定するため、第1次審査を実施する。審査は提案書等に基づいて、選定委員会が以下の手順で審査し、決定する。なお、第1次審査実施の有無については、令和7年5月20日（火）に、電話又は電子メールにより通知を行う。

- (1) 実施日 令和7年5月下旬
- (2) 審査手順 ①選定委員会において採点表を集計し、上位4位以内をプレゼンテーション審査対象者として決定する。なお、第1次審査における評価項目については、本実施要領の5(2)評価項目に定める、No. 1～3とする。
②採点の結果、同点となった場合は、審査項目の業務履行能力の合計点により決定し、それでもなお、同点数で並ぶ場合はくじ引きにより決定する。
- (3) 結果通知 令和7年6月上旬までに参加希望者全員に電話により連絡し、後日、書面により結果を郵送する。

12 第2次審査(プレゼンテーション)

- (1) 第1次審査通過者のプレゼンテーション審査を実施し、選定委員会の審査の結果、合計点が最も高い参加希望者を受託候補事業者とする。なお、応募者が1者のみの場合であっても、審査を実施し、選定の可否を決定する
- (2) 評価項目の採点結果の合計点が満点の6割に満たない場合は、失格とする。

- (3)採点の結果、同点となった場合は、審査項目の業務履行能力の合計点により決定し、それでもなお、同点数で並ぶ場合はくじ引きにより決定する。
- (4)第2次審査(プレゼンテーション)は令和7年6月上旬に実施する。実施日時は、令和7年6月上旬に実施場所等と合わせて、電話及び電子メールにより通知する。
- (5)提案者は審査中に事業者名等、自社が特定できるような情報を公表しないこと。審査中に公表した場合は減点(又は失格)とする。
- (6)原則、プレゼンテーション審査の順番は、提案書等の提出順とする。
- (7)参加人数は2名以内とする。(説明は、本案件を受託した場合の主な担当者となるものが行うものとする。)
- (8)プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は参加希望者が準備することとする。ただし、スクリーン、プロジェクターについては飯塚市が準備する。なお、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前10分以内とする。
- (9)審査時間は、プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分以内とする。
- (10)プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- (11)審査の経緯・内容に関する問い合わせには、一切回答しない。
- (12)プレゼンテーションは非公開とする。

13 審査結果の公表

審査の結果については、飯塚市ホームページに以下の内容で公表する。

- (1)受託候補事業者の名称、所在地、総得点
- (2)受託候補者以外の総得点(社名等は、非公開とする。)

14 契約の締結等

本業務委託の契約については、以下の内容で飯塚市契約規則に基づき、見積額の範囲内で受託候補事業者と締結する。

- (1)契約締結前に、飯塚市と受託候補者の間で提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、提案書等の内容の一部を修正する場合がある。
- (2)受託候補事業者は、委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、委託業務の一部を委託する場合については、あらかじめ飯塚市の承諾を得ること。
- (3)受託候補事業者は、飯塚市契約規則に基づき、契約締結時に契約保証金を納めること。契約保証金の額は、契約金額の100分の10とする。
- (4)契約時期は、令和7年6月中旬を予定。
- (5)受託候補事業者が、契約を辞退したとき、または、特別な理由により受託候補事業者と契約締結ができない場合は、「12 第2次審査(プレゼンテーション)」で順位付けした参加希望者の順に契約交渉を行うものとする。

15 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに伴う提案書等の作成および、提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、他の用途には使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、飯塚市情報公開条例第8条第1項第2号によるものを除き、原則公開とする。
- (5) 提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加希望者が負うものとする。
- (6) 本要領に定めのない事項及び本要領に定める事項について疑義が生じた場合は、協議により定める。